破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７３２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目４番地　鶴ケ谷第一市営住宅４棟514、従前の住所仙台市泉区黒松２丁目26番３―14号
債務者　加藤　良子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
仙台市太白区西中田６丁目８番37号　南仙台ハイツＪ棟206、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内45番地23
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
仙台市若林区南小泉字八軒小路17番地の１第一南陽コーポ307
債務者　遠藤　明美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
茨城県水戸市堀町941番地の10
債務者　沼田　光子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５２８号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目116番地２エミール天神Ａ102、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区細江859番地
債務者　平賀　廣司
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４号
兵庫県朝来市生野町口銀谷682番地
債務者　和田加代子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県姫路市野里147番地　県営住宅２棟501号
債務者　梅田　博子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９号
兵庫県姫路市飾磨区加茂東92番地10、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区蓼野町73番地１
債務者　長谷れい子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０６号
山口県防府市東三田尻１丁目３番37号　メリディアン・ハイジ203号、住民票上の住所山口県防府市岸津１丁目21番15―302号　メゾン岸津
債務者　中原真奈美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６号
広島市西区横川町２丁目12―10―502、住民票上の住所広島市中区江波東１丁目７番５―302号
債務者　河邊　仁美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８号
広島市安佐南区伴東７丁目37番２―301号
債務者　藤埜　裕也
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８９号
山梨県甲府市徳行４丁目１番25号　ＡＦＢ202
債務者　中島　克徳
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
愛知県安城市今池町１丁目24番20号　パームタウン今池201
債務者　渡邊　達矢
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４７８号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目６番19号
債務者　山田　君子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５４号
大阪市平野区加美北１丁目５番33号　ピースフリー加美北218
債務者　川端竜子こと　川端　龍子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３７号
大阪市中央区東平１丁目３番13―503号
債務者　大野由美子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部